

(1) 自記式簡易調査票や相談窓口を活用した石綿ばく露のチェック

保健所やアスベスト疾患センター等の相談窓口を積極的に活用し、自記式簡易調査票を併用したりするなどして、石綿ばく露の有無について評価を行う。ここで石綿のばく露がない、又はほとんど無いと判断されれば、不安の解消となる。

(2) 専門家の聞き取りによる絞り込み

(1)により石綿のばく露があると疑われた場合には専門家を紹介し、専門家による詳細な聞き取りにより石綿ばく露リスクについて評価を行う。専門家によって、石綿のばく露がない、又はほとんどないと判断された場合には不安は解消され、不必要な検査は実施せずに済む。

(3) 胸部エックス線撮影等の実施

専門家による石綿ばく露の聞き取り調査の結果、石綿のばく露が確実にあると判断された場合には、胸部エックス線直接撮影を実施し、胸膜肥厚斑などの石綿ばく露を証明する医学的所見の有無について精査する。胸部エックス線検査で所見が認められない場合でも、初回は胸部 CT を実施して石綿関連所見の有無を確認しておく方がよい。

胸膜肥厚斑等が見つかった場合、石綿にばく露したという客観的所見が得られたということの意味し、所見がある場合には、所見のない場合と比較して肺がん等の発症リスクが高いと報告されている。しかしながら、胸膜肥厚斑の有無と中皮腫等の発生には乖離があり、発がんリスクは別に考える必要があるとの意見もあり、同じ石綿ばく露の環境にいた所見のない者にリスクがないとは言えない。そのため胸膜肥厚斑等が見つかった者のみを経過観察するのではなく、上記(1)、(2)により石綿に曝露したと判断され、必要があると認められた者については、定期的に検査を受けて石綿関連疾患の発症が起こっていないかなどを確認することが有用である¹⁵⁾。その際、放射線被曝に配慮し、定期的な経過観察は原則的に胸部エックス線直接撮影で行い、必要に応じて胸部 CT 撮影を実施する。

専門医により石綿のばく露があると判断された住民の経過観察の頻度については、今のところ何回実施すると効果的に疾患が発見されるかなどのエビデンスがないことから、当面は原則的に年 1 回実施することとし、個々の症例によって医師の判断で経過観察の頻度を変えるなどの対応を行う。今後、知見が集積した時点で、経過観察の手法等の再検討を行うことが望まれる。

また、石綿ばく露歴がある者が喫煙習慣のある場合、石綿ばく露歴があり喫煙習慣のない者に比して肺がんの発症リスクが高まるという報告もあることから、禁煙を勧めることも大変重要である^{16) 17)}。

(4) 不特定多数の住民に対する検査について

次に、不安を感じている不特定多数の住民に対し、健康障害の有無を確認する

ためいわゆるマス・スクリーニングとして胸部エックス線検査を実施することの可否について検討する。

3で述べたように、罹患率が相当に低いと考えられる集団に、胸部エックス線検査を石綿検診として行うことを支持する理由はないことが基本となる。住民の感じている不安は、「自分の周りにはどこにでも石綿があり、少しでも石綿を吸い込めば、たちまち不治の病にかかってしまう」という誤解から生じていることがしばしばある。一方、アスベストに関する知識が乏しくリスクコミュニケーションを知らない担当者が「この程度ならばく露はほとんどなく神経質」等と発言し、住民及び関係者の不信感を招くこともしばしばある。これらの不安の解消のために、相談窓口等を活用することを推奨し、住民が石綿にばく露している可能性がある又は過去にばく露する可能性のある環境にあったかどうかよく状況を聞き、「この程度ならばく露はほとんどない、もしくはわずかだがある」ということを評価し、正確な知識と心理的配慮を含めてリスクコミュニケーションを理解した上で、説明することが重要である。

胸部エックス線検査の「異常なし」という所見を持って不安を解消するために、石綿ばく露の有無を確認せずに、はじめから放射線被曝を伴う胸部エックス線検査を行うことは避けるべきである。何故なら、マス・スクリーニングとして住民に検査を実施した場合、ほとんどが所見を認めないと予想されるが、胸部エックス線検査で所見を認めないことは石綿ばく露がなかった証明にはならないからである。偽陰性（実際には所見を有するにもかかわらず、検査で異常を指摘できないこと）の可能性や、所見の出る前の段階で、今後所見が現れる可能性も否定できない。重要なのは、石綿のばく露の可能性が高いか否かであり、高い場合には、所見が見られなくとも継続的に検査を受けるようにすることが望ましく、その際の目的やメリット、デメリットについて住民にわかりやすく説明を行う必要がある。

なお、職場の一般健診、結核健診、肺がん検診、人間ドック、医療機関を受診した際など、胸部エックス線写真を撮影する様々な機会がある。こうした機会に、偶然、石綿関連所見が得られることもあることから、石綿関連疾患の対策を進めるに当たっては、これらの既存の事業等との連携にも配慮することが望ましい。

【事例紹介】自治体および企業における住民検診

一部の自治体および石綿取扱い事業場においては、健康不安を抱える事業場の周辺住民のためあるいは退職労働者のために、石綿関連疾患を対象とした調査（ばく露の有無の聞き取り調査および胸部エックス線撮影）を平成17年7月以降に開始した。すでに有症状の者は調査ではなく医療機関に紹介することも行っている（参考1（2）参照）。調査の際のばく露の有無を重視し、経過観察の必要の有無について説明を行っている。

5 疫学的手法による健康調査の実施

聞き取り調査によって石綿のばく露があると判断された者にだけ検査を実施した場合に、聞き取り調査でばく露がない、又はほとんどないとされた者や、そもそも相談窓口に相談をしていない者に、有所見者がいるかどうか不明である。石綿のばく露の可能性が高いと考えられる地域や集団に対して、集団としての健康障害を評価する、いわゆる疫学調査を実施し、本当にその地域・集団のリスクが高いのかどうか評価を実施するとともに、有所見率等のエビデンスの集積を行い今後の健康管理に資することが重要と考えられる。

現時点では、石綿を取り扱っていたいくつかの事業場周辺に居住している住民や石綿の作業着を洗濯していた家族に健康被害が発生しているという断片的な情報がある^{18) 19)}。これらを科学的に判断するために、例えば、事業場の周辺住民、あるいは石綿取扱い労働者の同居家族に対する胸部エックス線検査を実施し、問題のあるところから遠いところを対照集団として比較し、有所見率が有意に高いかどうかを検討することが考えられる。このような疫学的な調査を実施することによって、現時点でばく露の可能性が高いと考えられる集団に対して正確な情報を提供することができるため、住民にとっては不安の解消になる。また、胸部エックス線検査における石綿関連疾患の発見率や調査票・質問票の有効性等に関するエビデンスも蓄積される。調査の結果、その地域や集団のばく露が高いと最終的に判断された場合には、その集団に属する胸部エックス線検査で所見の見られない住民にも一定のリスクがあると推測され、そのような住民に対しても継続的な検査を勧める動機付けができる。逆に、有意差が無く、集団としてのリスクはないと考えられれば、その集団に属している者に対して、不安の解消となる。

【事例紹介】 熊本県松橋地区の住民検診および登録制度

当該地区は過去に石綿鉱山及び石綿工場があり、既存の肺がん検診・結核健診において、住民の胸膜肥厚及び石灰化の有所見者が多く認められたため、環境ばく露が疑われた。平成2年より「胸膜肥厚対策事業」を開始し、すべての住民を対象とした健康診査、精密検査でCT検査の実施、登録台帳への登録を実施している。(参考1(1)を参照)

IV 今後更に進めていく対策

1 中皮腫登録

中皮腫症例の情報を登録し一カ所に集中させることにより、職業歴や生活歴についての情報も整理され、石綿による健康被害の実態をはじめとした様々なデータを分析することが可能となる。中皮腫の診断は非常に難しいと言われているが、中皮腫が疑われた者を登録し、登録した症例を持ち寄って担当医と複数の専門家が診断について

の協議を行う症例検討会を開催することにより、診断精度の向上を図ることが可能となる²⁰²¹⁾。一施設では症例数の集積が少なく得られにくかった知見も、一方所に症例を集積することにより知見が得られやすくなり、治療中の症例へ新たな知見を早期に還元することができる可能性がある。

中皮腫登録を考えるに当たり、石綿のばく露歴及び中皮腫の診断精度（手術や解剖の病理所見、アスベスト小体や肺内アスベスト繊維の測定結果等の収集による）を正確に把握することに加えて、届出システムの整備や死亡情報等を活用して症例の把握漏れをチェックできる仕組みを組み込むことが重要となる。

国、自治体、研究班、学会などが連携し、今後、どのような登録が望ましいのか、中皮腫登録のあり方について検討を行う必要がある。

【事例紹介】人口動態統計を利用した中皮腫の実態調査

今年、平成15年に中皮腫で亡くなった47都道府県の方、及び平成14-16年に兵庫県在住で中皮腫で亡くなった方について、人口動態統計を利用して実態調査を行っている。過去に中皮腫で亡くなった方及び現在治療中の方の情報を収集し、中皮腫登録へ結びつけていくことが考えられる。(参考2を参照)

2 石綿含有建材等からの飛散状況の把握

日常の生活環境の中で、どの程度石綿にばく露されているのかを明らかにするために、現に吹き付け石綿がある施設や石綿含有建材が使用されている施設においてどの程度石綿粉じんが飛散しているのか、代表的な例について石綿濃度を測定することが重要である。現在規制のない環境や建物内のこうした濃度測定結果等を踏まえ、空气中の石綿（濃度等）の管理指針を新たに定めることが必要である。

この知見を得ることにより、石綿濃度の高い環境については、早期に対策を講じ、新たなばく露による健康被害を予防することが出来ると同時に、住民の漠然とした不安に対して相談を受けた者が科学的に回答することができ、住民の不安の解消につながると考えられる。

3 石綿関連疾患を的確に診断できる医療従事者の養成、研修

胸部エックス線写真を撮影する機会は職場の一般健診、結核健診、肺がん検診、人間ドック、医療機関を受診した際など、様々ある。こうした機会に撮影した胸部エックス線写真において、医師が肺がん所見や結核所見、胸水の有無、心臓肥大の有無などを判断するのと同様に、石綿関連所見も意識して読影することが期待される。このような所見の読影の際には石綿のばく露歴の情報も重要な役割を果たすことから、石綿ばく露のリスクが高いと考えられる場合には、臨床や健診等の場で調査票を用いることも想定される。

しかし、石綿関連疾患は必ずしも症例数が多くないため、臨床や健診等の現場にお

いては今まで余り意識されることはなかった。今後、石綿関連疾患が増えることが予想されるため、石綿関連疾患を的確に判断できる医療従事者を全国的に増やしていく必要がある。診断水準の向上と均てん化を図るため、医療従事者に対して石綿ばく露についての聞き取りを行う際のポイントや画像による診断などについて、自治体、医師会、医療機関などが連携をしながら研修会を実施し、石綿関連疾患に関する啓発に努めることが重要である。

V おわりに

本専門家会議においては、住民に対する石綿による健康管理を中心に議論を行ったところであるが、中皮腫の的確な診断、治療は現在でも困難とされており、今後診断法や治療法の研究を進めることが不可欠と考えられる。今回、提言としての報告書を提出するに至ったが、行政においてはこの提言の実現、実行に向けて厚生労働省にとどまらず広く石綿対策に関わる関係省庁が一丸となって、早急に取り組むことを希望する。

【参考 1】 地域および事業場において実施されている住民調査について

(1) 熊本県旧松橋地区における取り組み

松橋地区には明治時代より石綿鉱山（アンソフィライト及びクリソタイルを産出）及び石綿工場（取り扱っていた石綿の種類や量は不明）があり、昭和 45 年頃まで操業していた。昭和 63 年、老人保健事業の肺がん検診において、胸膜の肥厚及び石灰化の有所見者が多く認められ、その原因としては、石綿鉱山または石綿工場からの低濃度石綿環境ばく露が考えられた。このため平成 2 年 6 月に、熊本県は有識者による「熊本県松橋地区胸膜対策協議会」を設置し、「胸膜肥厚対策事業」（実施機関は県の補助を受け松橋町が実施）を開始した。事業内容は

- イ) すべての住民を対象とした健康診査
- ロ) 胸膜肥厚斑有所見者に対しCT検査の実施
- ハ) 登録台帳の作成と健康管理システムの構築

であった。健康診査では、結核健診、肺がん検診で撮影した胸部エックス線間接写真の読影時に胸膜肥厚等の石綿に関連した所見の有無を判断し、自治体の費用負担でCTによる精密検査を実施するとともに、台帳に登録した。事業終了後の平成 6 年度以降は松橋町単独で経年的に健康管理を実施している。平成 16 年までに 1,617 名の住民が石綿関連有所見者として登録され、うち 415 名がすでに死亡しているが、中皮腫による死亡は現在まで確認されていない。

課題としては、訪問指導の経過や転出先、死亡年月日や死亡原因などが登録されていないこと、登録した結果の解析や活用がなされていないことなどがあげられた。

(2) 他の自治体および企業において実施されている検診について

2005年7月以降、尼崎市、鳥栖市等の一部の自治体、及び一部の石綿関連事業場が、胸部エックス線撮影による住民の検診を実施している。

尼崎市及び鳥栖市の実施する検診の対象者は、事業場が操業していた年代、あるいは石綿取扱量の多かった昭和30年から40年代にかけて事業場周辺に居住していた住民としている。また、大阪府でも10月から検診の受付を開始しており、対象者は40歳以上の工場等の周辺住民としている。いずれも、元労働者や労働者の家族も対象としている。また、既に何らかの症状を呈している者については、早期の医療機関受診を勧めている。

事業場の実施する検診については、事業場により対象者の選定に若干考え方の違いはあるが、元従業員、関連下請け業者（出入り業者含む）、労働者の家族、周辺住民（場合により、事業場からの距離を限定）のうち、希望者に対して問診と胸部エックス線検査を実施している。

いずれの検診も、その結果は科学的に解析し、評価検討すべきである。一般論として、疾病の発見率が0.02-0.04%に達しない場合は、その検査を検診として実施する意義がないと言われていることを考慮し、実施した検診の結果を慎重に検討すべきである。

【参考2】中皮腫の実態調査について

(1) 人口動態統計を利用した中皮腫の死亡者調査

厚生労働省では、厚生労働科学特別研究事業の研究班において平成15年に中皮腫で亡くなった878名の調査を実施している。調査は、病院に保管されている医療記録、エックス線フィルム、病理組織標本についての分析を実施し、その結果、初発症状、発見契機（検診か否かなど）、検査法、確定診断の方法、治療法、予後などの全体像を把握することとしている。職業歴や居住環境についてはカルテからでは十分に情報を得られない可能性があるため、遺族からも情報を収集している。また環境省においても、一般環境経由の石綿ばく露が疑われている地域を有する兵庫県において、人口動態統計を利用して平成14年から16年の間に中皮腫で亡くなった方の遺族からのヒアリング、医療記録の調査を実施している。（表3 人口動態統計の中皮腫死亡数の推移）

表3 人口動態統計の中皮腫死亡数の推移

年（平成）		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計
中皮腫の死亡数	男	356	420	451	429	489	537	574	604	655	729	5244
	女	144	156	146	141	158	173	198	206	223	224	1769
合	計	500	576	597	570	647	710	772	810	878	953	7013

（2）現在治療中の中皮腫患者の情報収集

人口動態統計を利用した調査では、既に亡くなった方の過去の石綿ばく露の状況や住居環境を明らかにするのは限界がある。これらの情報は、現在生存している石綿関連疾患の患者から詳細に聞き取ることが重要である。昨今の報道等により、ばく露機会が多岐にわたるため、問診でばく露歴を明らかにすることが重要であることが国民に浸透したと考えられることから、以前より患者・家族の協力を得やすくなっており、より詳しいばく露の状況も明らかになることが期待される。

また、全国に分散している治療中の患者の情報を一カ所に集中することにより、最新の状況の把握ができるようになる。これらの患者情報を、将来的には中皮腫登録へ結びつけることが期待される。

石綿自記式簡易調査票 (案)

記入日： 年 月 日

お名前 _____

A. あなたは、今まで下記の作業及び下記の場所での作業をしたことがありますか。アルバイトなどの短期間の仕事も含め、当てはまるものすべての□に✓印をつけてください。

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| 1 □石綿製品製造業 | 2 □石綿 (石綿含有岩綿等) 吹きつけ作業 |
| 3 □配管・断熱・保温・ボイラー関連作業 | 4 □石綿のある倉庫内の作業 |
| 5 □石綿原綿及び石綿製品運搬業 | 6 □造船所内の作業 |
| 7 □建築・建設関連作業 | 8 □解体作業 |
| 9 □港湾での作業 | 10 □鉄鋼所及び鉄製品製造作業 |
| 11 □自動車製造業, 自動車整備工 | 12 □ガラス製品製造に関わる作業 |
| 13 □セメント製品製造に関わる作業 | 14 □レンガ, 陶磁器製造に関わる作業 |
| 15 □化学工場内の作業 | 16 □清掃工場・廃棄物回収の作業 |
| 17 □車両 (電車等) 製造維持補修作業 | |
| 18 □その他石綿製品に関連する作業 () | |
| 19 □昔の作業で覚えていない時期がある。(年～ 年) | |
| 20 □わからない。不明な部分がある。 | |

B. ご家庭で下記のことを経験していますか。□に✓印をつけてください。

- 1 □家族が石綿作業を行い、作業着・タオルの洗濯をした。マスクを家に持ち帰った。
(具体的に：夫, 妻, 兄弟, 祖父などが, をしていた。)
- 2 □自宅の天井や壁に石綿が吹き付けられていた。
- 3 □石綿製品の作業が自宅であった。
- 4 □わからない。不明な部分がある。

C. あなたは、下記のような場所の近くに住んだことがありますか。

保育園, 幼稚園, 学校, 大学, 就職先などは下記のような場所や建物でしたか。

当てはまるすべての□に✓印をつけてください。

- 1 □石綿工場近く 2 □造船所近く 3 □建材物置場近く 4 □自動車修理工場近く
- 5 □廃棄物回収事業場近く 6 □吹きつけ石綿のある建物にいた
- 7 □わからない。不明な部分がある。

D. 石綿製品に関する質問

次の写真で石綿含有製品は、どれでしょうか? (回答数)

マニュアルの石綿製品 5 種類を見ながら答えて頂く。

【相談窓口、医療機関等で本調査表を使用の場合】ご記入が終わりましたら、受付の者に本調査票をお渡し下さい。

【相談窓口以外で本調査票を使用の場合】

※ 上記 A から C のうち、一つでも□に✓印がついた人は、下記の相談窓口で相談を受け付けていますので、ご連絡下さい。

※ 上記 A から C のうち、一つも✓印がない人は、石綿にばく露した可能性は、少ないと考えられます。但しご本人が石綿含有製品や飛散性について詳しくない場合も多いのも実情です。一つも✓印がないから石綿ばく露がないとは判断せず、本人の「不明」や「わからない」「石綿製品」等を総合的に勘案し、下記の相談窓口にご相談下さい。

〇〇労災病院 (電話番号) 又は 〇〇アスベスト疾患センター (電話番号)

〇〇保健所保健福祉課 (電話番号) 〇〇産業保健推進センター (電話番号)

★★この欄の記載内容については、配布者で自由に決めてもらって構いません★★

※ 3 月末を目処にマニュアルを策定中であり、その過程で本調査票の小修正があり得えます。

石綿（アスベスト）ばく露歴調査票（案）

2次問診票
別紙2 ※

※ 3月末を目処にマニュアルを策定中であり、その過程で本調査票の小修正があり得る。

第1回 日付：平成 年 月 日
第2回 日付：平成 年 月 日

名前： 年齢：
今回お答えいただいた情報に関しては個人が特定されないようにプライバシーを守ります。

I. 学校を卒業してから、現在に至るまでの職業
(在学中のアルバイト、戦時中の仕事など短期間の仕事もできる限 お聞き取り下さい。)

仕事に従事した時期 (年月～年月)	会社名	会社の所在地	会社の事業内容	本人の仕事内容	仕事で取扱った 材料・設備	石綿ばく露期間 (年月～年月)

II 以下の場所で働いたり、仕事に従事したことがありますか。(複数回答可)

- 1 石綿を扱う工場 石綿 石綿含有岩綿) 吹きつけ 石綿の運搬(船員、トラック運転手)
- ブレーキ・ライニング・クラッチ板の製造 石綿製品の倉庫
- 2 配管業、断熱業。保温工、ボイラー製造業、ボイラー工(監視及び運転)
- 3 造船業 (造船所における事務職含めた全職種)
- 4 建築業 (建築現場に滞在する全職種)
- 5 解体業
- 6 港湾での作業
- 7 鉄工所及び鉄鋼製品製造業
- 耐熱(耐火)服や耐火手袋を身につけての仕事
- 8 自動車製造業 自動車修理工場 ガソリンスタンド
- 9 ガラス製品製造に関する作業
- 10 セメント製品製造に関する作業
- 11 レンガ、陶磁器製造に関する作業
- 12 化学工場内での作業(配管及びフランジのパッキング等)
- 13 清掃工場・廃棄物回収作業
- 14 電気製品(コンデンサー・電池・蓄電池・絶縁テープ)の製造
- 15 ランドリー・クリーニング屋 埃っぽい作業服の取り扱い
- 16 電車及び機関車の製造、維持、修理作業
- 17 ガスマスクの製造
- 18 宝石・貴金属の細工仕事
- 19 消防隊員
- 20 歯科技工士 ・歯科医(歯科技工を行った)
- 21 船員
- 22 教員
- 23 エレベーター製造及び保守作業 (吹きつけ石綿のあるエレベーターシャフトでの作業)
- 24 シャッター製造及び取り付け業(吹きつけ石綿の鉄骨への取り付け等)
- 25 金庫製造業・取り付け業 (金庫の周囲に石綿使用し、紙幣延焼防止)
- 26 石けん工場 オイル・化学物質の精製工場
- 27 埃っぽいものの運搬 トラックの運転手 鉄道員
- 28 その他の石綿ばく露作業()

以上の仕事を行った通算期間を教えてください ()年

Ⅲ あなた（注．調査対象者）のそばで次のような仕事が行われていませんでしたか。（複数回答可）
マニュアルの写真を参考に、聞き取って下さい。

1. 断熱パッド（詰め物）の取り付け、取りはずし
2. 石綿パイプの取り付け、取りはずし
3. 溶接
4. 保温材料で包まれたパイプの取り付け、取りはずし
5. プレカットされたアスベストブロックの取り付け、取りはずし
6. 石綿壁板やアスベストボール紙の取り付け、取りはずし
7. 支柱・隔壁・ガード（garder）に耐火塗装をおこなったり、はがしたりする。
8. パルプ・パッキングの取り付け、取りはずし
9. ボイラーやボイラーのポンプに保温材をまいたり、はがしたりする。
10. スチーム管に断熱材をまいたり、はがしたりする。
11. 石綿のチューブ・パイプ・板・ボール紙・断熱材を切断したり、取り付けたりする。
12. いずれもない。
13. 不明・わからない。

これらの作業を、どのくらいの間作業されてきましたか通算期間を教えてください（ ）年

Ⅳ あなたの家庭生活の中で次のようなことがありましたか。（複数回答可）

1. 家庭で（絶縁物・暖房炉セメント・断熱材・カルミシン（天井・壁などに塗る水性塗料）・石綿製品の修理・修繕）をしたことがありますか。 (昭和・平成 年～昭和・平成 年)
2. 石綿製品を家庭で使ったことがありますか。（アイロン板のカバー・耐熱手袋） (昭和・平成 年～昭和・平成 年)
3. 石綿工場の近くに住んでいた、遊んでいた事がありますか？ (昭和・平成 年～昭和・平成 年)
- 造船所の近くに住んで、遊んでいた事がありますか。 (昭和・平成 年～昭和・平成 年)
- 建築材料の置場の近くに住んで、遊んでいたことがありますか。 (昭和・平成 年～昭和・平成 年)
- ブレーキ修理工場の近くに住んで、遊んでいたことがありますか。 (昭和・平成 年～昭和・平成 年)
- 吹きつけ石綿のある建物の部屋で、過ごした事がある。 (昭和・平成 年～昭和・平成 年)
4. 家族内ばく露（家族が石綿作業を行いその作業着、マスク等の洗濯等をした事がありますか）
 はい (昭和・平成 年～昭和・平成 年)
 いいえ

Ⅴ 以下の石綿製品を取り扱う仕事又は以下の石綿製品を扱う仕事をしたことがありますか。（複数回答可）
マニュアルの写真を参考に、聞き取って下さい。

- | | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 石綿繊維 | <input type="checkbox"/> 石綿断熱フェルト | <input type="checkbox"/> 石綿カーテン |
| <input type="checkbox"/> 石綿パイプ | <input type="checkbox"/> ボール紙・断熱板 | <input type="checkbox"/> 石綿紙 |
| <input type="checkbox"/> 石綿チューブ | <input type="checkbox"/> 石綿パイプ被覆 | <input type="checkbox"/> 石綿パイプラインフェルト |
| <input type="checkbox"/> 石綿セメント板・管 | <input type="checkbox"/> 石綿織物・布 | <input type="checkbox"/> 断熱パッド（詰め物） |
| <input type="checkbox"/> 石綿巻紙 | <input type="checkbox"/> 石綿ロープ | <input type="checkbox"/> その他 |
| <input type="checkbox"/> 石綿ガスケツト | <input type="checkbox"/> 石綿封塗料 | |
| <input type="checkbox"/> 石綿テープ | <input type="checkbox"/> 石綿パッキング | |

Ⅵ 今までにかかったことのある病気、また、現在治療中の病気があればお書き下さい。

{ }

Ⅶ タバコについて

- 吸っている (1日平均 本 年間) 吸っていない 過去吸っていた (1日平均 本 年間 止めた時期 年前)